

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）

御 中

← 厚生労働省 老健局 総務課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

令和八年熊本地震による災害に対処
するための要介護認定有効期間及び
要支援認定有効期間の特例に関する
省令等の施行等について（通知）
計 9 枚（本紙を除く）

Vol.1 5 3 6

令和8年8月 17 日

厚生労働省老健局総務課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111 (内線 3916)

FAX : 03-3503-7894

老発0817第4号
令和8年8月17日

各 都道府県知事 殿
市町村長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

令和八年熊本地震による災害に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令等の施行等について（通知）

令和八年熊本地震による災害に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令（令和8年厚生労働省令第130号。以下「特例省令」という。）及び特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を指定する件（令和8年厚生労働省告示第324号。以下「告示」という。）が本日、別添1及び2のとおり公布及び告示され、同日施行及び適用されたところです。

特例省令及び告示の趣旨及び内容は下記のとおりですので、御了知の上、関係者、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第1 特例省令について

1 制定の趣旨

令和8年熊本地震による災害により市町村が要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の更新に係る事務を行うことが困難である状況に鑑み、要介護認定等に係る有効期間を延長するための措置を講ずる。

2 特例省令の概要

① 要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について（第1項関係）

令和8年熊本地震による災害に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間については、従来の期間に新たに12月間までの範囲内で市町村が定める期間を

合算できること。

② 特例の対象について（第 2 項関係）

①の特例は、令和 8 年 7 月 28 日から令和 9 年 7 月 31 日までの間に、①の特例の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用すること。

3 施行期日

令和 8 年 8 月 17 日

第 2 告示について

1 制定の趣旨

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。以下「特措法」という。）は、行政上の権利利益の満了日の延長等に関する各種特別措置を災害時に迅速に発動できるようにしたものであり、大規模な非常災害（特定非常災害）について適用される。

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和 8 年政令第 260 号）において、令和 8 年熊本地震による災害が特定非常災害に指定されたことに伴い（別添 3）、特定被災区域内において、特措法第 3 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する特定権利利益（その存続期間が特定非常災害の発生日（令和 8 年 7 月 28 日）以後に満了するものに限る。以下「特定権利利益」という。）の満了日を令和 9 年 1 月 27 日まで延長する措置の対象となる特定権利利益を告示するもの。

2 告示の概要

令和 8 年熊本地震による災害に際し、特定権利利益に係る満了日を令和 9 年 1 月 27 日とする措置を次のように指定すること。

- ① 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 41 条第 1 項本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）
- ② 法第 42 条の 2 第 1 項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）
- ③ 法第 46 条第 1 項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）
- ④ 法第 48 条第 1 項第 1 号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定（特

定被災区域内に在る施設に係るものに限る。)

- ⑤ 法第 53 条第 1 項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定
(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)
 - ⑥ 法第 54 条の 2 第 1 項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定 (特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)
 - ⑦ 法第 58 条第 1 項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定 (特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)
 - ⑧ 法第 69 条の 7 第 1 項の規定に基づく介護支援専門員証の交付
 - ⑨ 法第 94 条第 1 項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可 (特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。)
 - ⑩ 法第 107 条第 1 項の規定に基づく介護医療院の開設の許可 (特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。)
 - ⑪ 法第 115 条の 45 の 3 第 1 項の規定に基づく第 1 号事業に係る指定事業者の指定 (特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)
 - ⑫ 介護保険法施行規則 (平成 11 年厚生省令第 36 号) 第 140 条の 66 第 1 号イ(3)の規定に基づく主任介護支援専門員更新研修の修了
- ※ ①から⑫までに掲げる特定権利利益について、更新等の申請があった場合には、延長後の有効期間を前提として更新等の手続きを行うこととなり、原則として、延長後の有効期間は、令和 9 年 1 月 28 日から起算することとなる。告示の適用期日前に更新の申請がなされた特定権利利益であって、処分がなされていないものについても同様である。

3 適用期日

令和 8 年 8 月 17 日

(参考) 災害救助法が適用された市町村一覧

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

○厚生労働省令第百三十号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十八条第一項（同条第十項において準用する場合を含む。）及び第三十三条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和八年熊本地震による災害に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令を次のように定める。

令和八年八月十七日
厚生労働大臣 上野賢一郎
令和八年熊本地震による災害に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令

1 令和八年熊本地震による災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「規則」という。）第三十八条第一項に規定する要介護認定有効期間をいう。次項において同じ。）及び要支援認定有効期間（規則第五十二条第一項に規定する要支援認定有効期間をいう。次項において同じ。）に係る次の表の上欄に掲げる規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

規則第三十八条第一項（規則第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	と第二号に掲げる期間	及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間
規則第三十八条第二項（規則第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	の期間	の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
規則第五十二条第一項（規則第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	と第二号に掲げる期間	及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間
規則第五十二条第二項（規則第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	の期間	の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間

2 前項の規定は、令和八年七月二十八日から令和九年七月三十一日までの間に同項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用する。
附 則
この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第三百二十四号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を次のように指定する。

令和八年八月十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎

対象となる特定権利利益

対 象 者

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（令和八年熊本地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者
職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和八年十月二十七日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く）
職業安定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和八年十月二十七日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く）
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項第一号の規定に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定（特定被災区域に在る指定小児慢性特定疾病医療機関に係るものに限る。）	特定被災区域内に指定小児慢性特定疾病医療機関を有する者
児童福祉法第十九条の三第三項の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定	特定被災区域内に居住地を有する者
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十一条の規定に基づく登録検査機関の登録	特定被災区域内に事務所又は食品衛生法第二十五条第一項に規定する検査を行う場所を有する者
食品衛生法第五十五条第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条第一項の規定に基づく同法第十六条第二項第一号の医療費及び医療手当、同項第四号の遺族年金若しくは遺族一時金又は同項第五号の葬祭料の給付の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十二年法律第百二十四号）第五条第一項の規定に基づく一種大麻草採取栽培者の免許	特定被災区域内に栽培地を有する者
旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条の四第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の相続による承継の申請（特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。）	特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付	特定被災区域内に居住地を有する者

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関の指定（特定被災区域内に在る指定医療機関に係るものに限る。）	特定被災区域内に指定医療機関を有する者
毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第四条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録（特定被災区域内に在る製造所若しくは営業所又は店舗に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所若しくは営業所又は店舗を有する者
覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三条第一項の規定に基づく覚醒剤製造業者又は覚醒剤施用機関若しくは覚醒剤研究所の指定（特定被災区域内に在る製造所又は病院若しくは診療所若しくは研究所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所又は病院若しくは診療所若しくは研究所を有する者
覚醒剤取締法第三十条の二の規定に基づく覚醒剤原料輸入業者若しくは覚醒剤原料輸出業者若しくは覚醒剤原料研究者又は覚醒剤原料製造所又は研究所に係るものに限る。）	特定被災区域内に業務所、製造所又は研究所を有する者
麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第三条第一項の規定に基づく麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬小売業者、麻薬施用業者、麻薬管理者若しくは麻薬研究者の免許（特定被災区域内に在る麻薬業務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に麻薬業務所を有する者
麻薬及び向精神薬取締法第五十条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造業者若しくは向精神薬使用業者又は向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許（特定被災区域内に在る向精神薬営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十三年法律第二百二十三号）第五十条第一項の規定に基づく障害者雇用調整金の支給	特定被災区域内に主たる事業所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の二第二項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給	特定被災区域内に主たる事業所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づく障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第四項の規定に基づく在宅就業障害者特例報奨金の支給	特定被災区域内に主たる事業所を有する者
医薬品医療機器等法第六条の二第一項の規定に基づく地域連携薬局の認定（特定被災区域内に在る地域連携薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に地域連携薬局を有する者
医薬品医療機器等法第六条の三第一項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定（特定被災区域内に在る専門医療機関連携薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に専門医療機関連携薬局を有する者
医薬品医療機器等法第十二条第一項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く）医薬部外品又は化粧品品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事務所を有する者
医薬品医療機器等法第十三条第一項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く）医薬部外品又は化粧品品の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者

医薬品医療機器等法第十三条の二第二項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く）医薬部外品又は化粧品品の製造所に係る登録（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第十三条の三第一項の規定に基づく医薬品等外国製造業者の認定	特定被災区域内にその製造する医薬品等の製造販売業者の主たる事務所在る者
医薬品医療機器等法第十三条の三の二第一項の規定に基づく医薬品等外国製造業者の製造所に係る登録	特定被災区域内にその製造する医薬品等の製造販売業者の主たる事務所在る者
医薬品医療機器等法第二十三条の二第二項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事務所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二の四第一項の規定に基づく医療機器等外国製造業者の登録	特定被災区域内にその製造する医療機器等の製造販売業者の主たる事務所在る者
医薬品医療機器等法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定高度管理医療機器等に係る登録、認証機関の登録（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内において登録、認証機関の登録の申請をする者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事務所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十四第一項の規定に基づく再生医療等製品外国製造業者の認定	特定被災区域内にその製造する再生医療等製品の製造販売業者の主たる事務所在る者
医薬品医療機器等法第二十四条の二十四第一項の規定に基づく再生医療等製品（配置販売業を除く）の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。）	特定被災区域内に店舗を有する者
医薬品医療機器等法第二十四条の二十四第一項の規定に基づく再生医療（配置販売業に限る）の許可（特定被災区域内において行われる業務に係るものに限る。）	特定被災区域内において業務を行う者
医薬品医療機器等法第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
医薬品医療機器等法第四十条の二第二項の規定に基づく医療機器の修理業の許可（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
医薬品医療機器等法第四十条の五第一項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の十九第一項の規定に基づくキャリアコンサルタントの登録	特定被災区域内に居住地を有する者
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づく労働者派遣事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和八年十月二十七日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第四十二条の二第二項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者
介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第五十四条の二第二項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	特定被災区域内に居住地域を有する者又は特定被災区域を包括する都道府県民の知事から介護支援専門員の登録を受けている者
介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者
介護保険法第一百七十七条第一項の規定に基づく介護医療院の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者
介護保険法第一百五十五条の四十五の三第一項の規定に基づく第一号事業に係る指定事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第十六条第一項の規定に基づく同項第一号の医療費及び医療手当、同項第四号の遺族年金若しくは遺族一時金若しくは同項第五号の医療費及び医療手当、同項第二十号の遺族年金若しくは遺族一時金若しくは同項第五号の葬祭料の給付又は同項第二十号の遺族年金若しくは遺族一時金の給付の請求	特定被災区域内に居住地を有する者

[illegible]

(参 考)

令和 8 年 8 月 7 日

内閣府政策統括官（防災担当）

総	務	省
法	務	省

「令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1 政令の趣旨

- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。）は、阪神・淡路大震災に対応するために立法された行政上の権利利益の満了日の延長等に関する各種の特別措置を、政令で定めることにより、災害時にこれらの措置を迅速に発動できるようにしたものであり、著しく異常かつ激甚な非常災害のうちそれらの措置を講ずることが必要と認められる非常災害（特定非常災害）について適用されるもの。
- 今回の令和八年熊本地震においては、人的被害、住家被害が多数であるとともに、未だ多くの被災者の皆様が避難生活を余儀なくされ、被災地域全体の日常生活や業務環境に多大な支障が生じている状況にあり、かつ、その復旧・復興には時間を要することが見込まれるところ。
- この度、「令和八年熊本地震による災害」について特定非常災害として指定するとともに、行政上の権利利益の満了日の延長等を行うことにより、被災者の権利利益の保全等を図ろうとするもの。

2 政令の概要

- （1）令和八年熊本地震を特定非常災害として指定する。（法第 2 条、政令第 1 条）
- （2）この特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用する。（法第 2 条、政令第 2 条）

① 行政上の権利利益の満了日の延長（法第3条、政令第3条）

特定非常災害の被害者が、運転免許証のような有効期間がある許認可等の行政上の権利利益について、更新等のために必要な手続をとれない場合があることを考慮して、許認可等に係る有効期間を令和9年1月27日まで延長することができること。

※ 延長措置を講ずる具体的な行政上の権利利益、地域、対象者及び延長後の満了日は、可能な限り速やかに各府省等の告示により別途指定。

② 期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責（法第4条、政令第4条）

事業報告書の提出、薬局の休廃止等の届出のような履行期限のある法令上の義務が、特定非常災害により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても令和8年11月27日までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われなくすること。

③ 法人の破産手続開始の決定の特例（法第5条、政令第5条）

特定非常災害により債務超過となった法人に対しては、債権者から破産手続開始の申立てがされたとしても、支払不能等の場合を除き、令和10年7月27日までは破産手続開始の決定をすることができないこと。

④ 相続の承認又は放棄をすべき期間の特例（法第6条、政令第6条）

特定非常災害発生日（令和8年7月28日）において、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された区域に住所を有していた相続人については、相続の承認又は放棄をすべき期間を令和9年3月31日まで伸長すること。

⑤ 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例（法第7条、政令第7条）

特定非常災害発生日において、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された区域に住所等を有していた者が、今般の災害に起因する民事に関する紛争について、令和11年6月30日までの間に民事調停法による調停の申立てをする場合には、申立手数料を不要とすること。